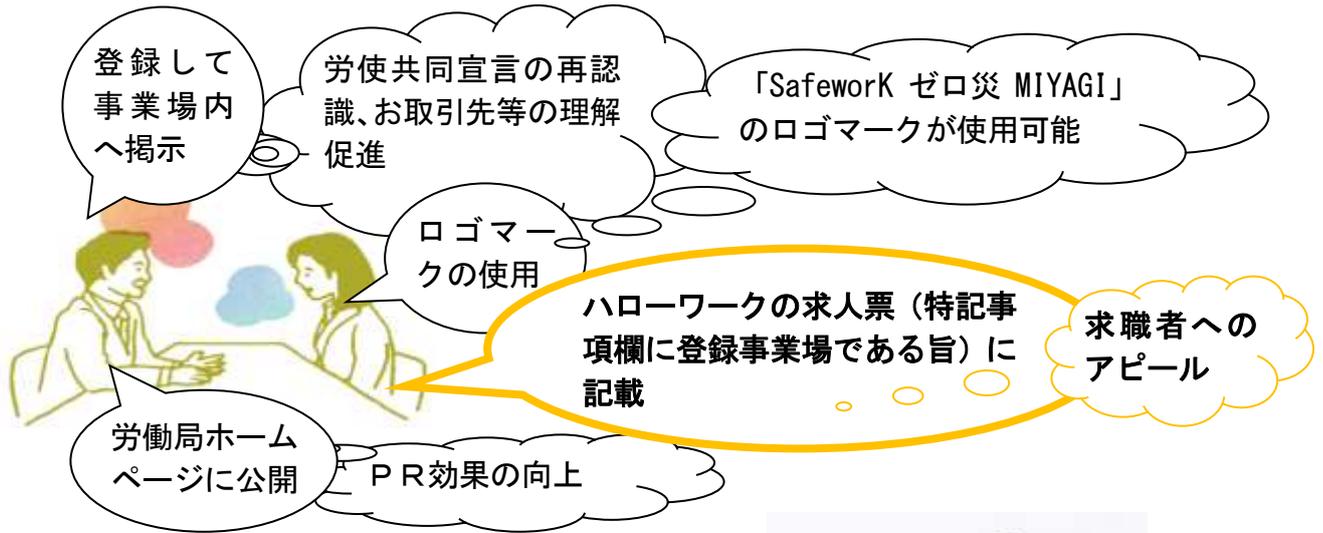


「SafeworkK 向上宣言」登録のご案内

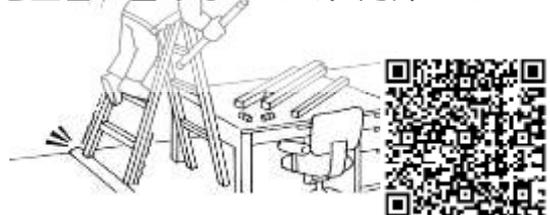


「SafeworkK 向上宣言」は、労働災害を防止し労働者が健康で安全に働くことのできる職場環境を促進するため、事業者と労働者が共同で宣言する取組です。

「SafeworkK 向上宣言」に取り組むことにより、安心・安全・快適な職場づくりへの意識改革及び気運の醸成が向上するほか、全てのステークホルダーが一丸となって健康で安全に働くことのできる職場環境の実現が期待できます。

更にハローワークの求人票の特記事項欄に登録事業場である旨記載できるので、求職者にアピールすることができます。

登録をするためには、宮城労働局のホームページ（トップページ）から「SafeworkK 向上宣言」特設ページにアクセスして、所定の様式によりメールでお申込みください。内容審査後、メールにより登録番号を通知して労働局のホームページに公開されます（例：介護業界の場合、介護する側・される側双方に安全で安心な介護を提供するノーリフトケアによる労働災害防止に取り組んでいることを宣言に含めることで、内外へのPRにもつながります）。



宮城労働局ホームページ（「SafeworkK 向上宣言」特設ページ）

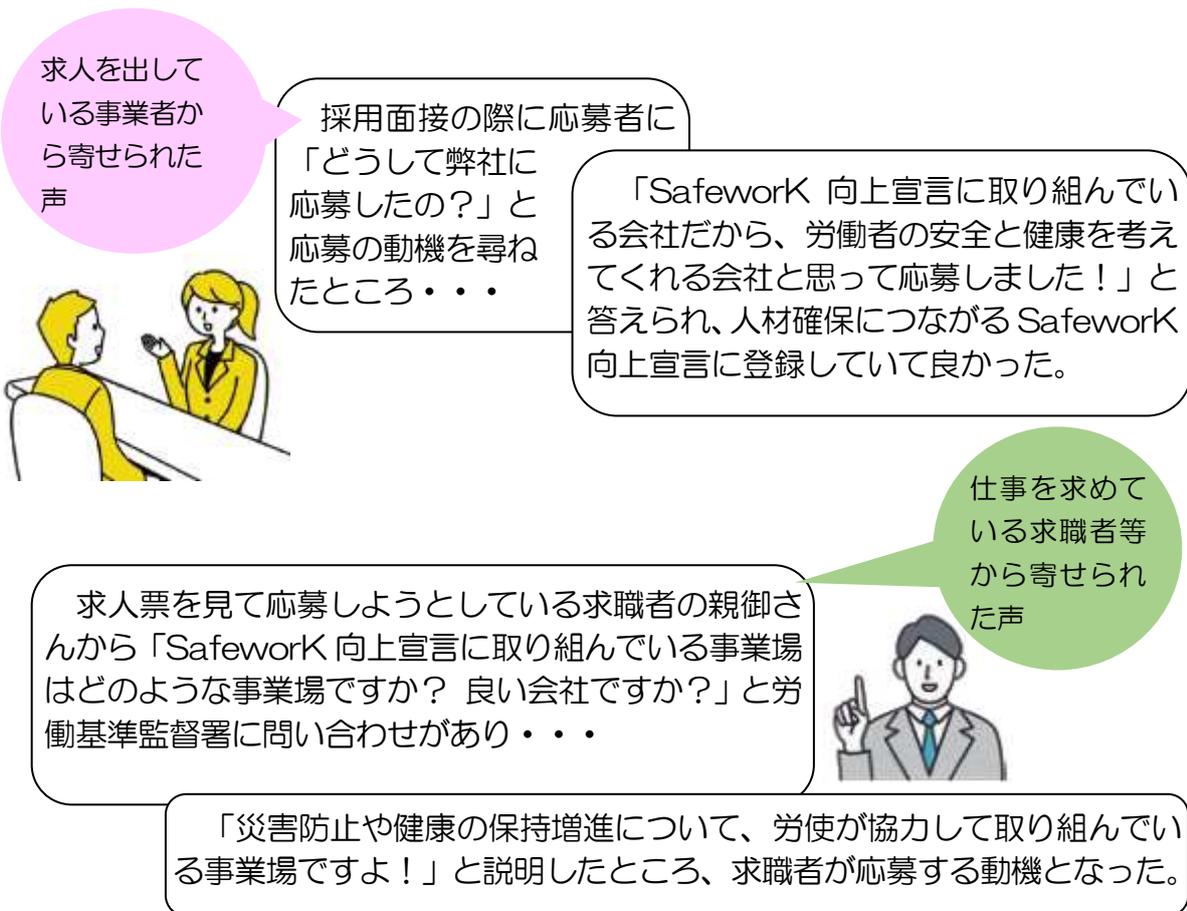
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200601safeworkkojo-0saimiyagi.ht>

「Safework 向上宣言」の登録に当たっては、お近くの労働基準監督署や次の労働災害防止団体等で登録のための支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

【登録支援を行っている労働災害防止団体等】

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンターの「安全衛生サポート事業」を無料でご利用いただける場合があります。「Safework 向上宣言」登録のご相談や安全衛生に関する困りごとについて、知識・経験豊富な安全衛生の専門家が無料で相談に応じますので、安全衛生サポート事業も併せてご利用ください。



求人を出している事業者から寄せられた声

採用面接の際に応募者に「どうして弊社に応募したの？」と応募の動機を尋ねたところ・・・

「Safework 向上宣言に取り組んでいる会社だから、労働者の安全と健康を考えてくれる会社と思って応募しました！」と答えられ、人材確保につながる Safework 向上宣言に登録していて良かった。

仕事を求めている求職者等から寄せられた声

求人票を見て応募しようとしている求職者の親御さんから「Safework 向上宣言に取り組んでいる事業場はどのような事業場ですか？ 良い会社ですか？」と労働基準監督署に問い合わせがあり・・・

「災害防止や健康の保持増進について、労使が協力して取り組んでいる事業場ですよ！」と説明したところ、求職者が応募する動機となった。

「SafeworK向上宣言」



*****宮城労働局ホームページに掲載します*****

「SafeworK向上宣言」は、労働者が安全で健康に働くことができる職場環境づくりに向けた事業主と労働者の取り組み姿勢を企業内外に表明するものです。

事業場内の見やすい場所に掲示する等して周知するほか、ご希望により宮城労働局ホームページに掲載します。是非、ご活用ください。

詳しくは宮城労働局ホームページをご覧ください

セーフワーク向上宣言

検索 



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話022-299-8839）
仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 8階

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「SafeworK向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。

「SafeworK 向上宣言」登録によるメリット

本制度の目的は、安全で健康に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主等の意思を表明する機会の提供です。例えば、以下のとおり、制度の趣旨である労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外にPRすることによる効果が期待できます。

- 1 事業場内の見やすい場所へ掲示等
事業場内に掲示等による宣言内容の労使共同の再認識、取引先等の理解促進。
- 2 ロゴマークの使用
企業内外において「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」のロゴマークが使用可能。
- 3 宮城労働局等のホームページ上に公開
インターネット上で公開することによるPR効果。
- 4 ハローワーク求人票等に、「SafeworK 向上宣言」事業場である旨を記載
求人票の特記事項欄に記載することによる採用効果。



「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」ロゴマーク

腰痛予防対策実施事例

A社の場合 ノーリフトケアを導入

- ・腰痛予防対策委員がノーリフトケアの動画を作成し、配信した。
- ・モデル病棟に対して、1回30分（全2回）の研修を実施した。
- ・ノーリフト宣言のポスターを作成、配布した。
- ・介助のときにベッドの高さを調整するようになり、前かがみ姿勢が軽減した。
- ・福祉用具（例：スライディングシート、スライディングボード）の使用頻度が増加し、職員が患者を持ち上げなくなった。



B社の場合 ノーリフトケアのリーダーを養成

- ・医療・介護では、職員が腰痛を起こしやすい場面（例：ベッドからの移乗、排せつ介助、入浴介助）が多いことから、健康経営の課題に腰痛予防を挙げて取り組んだ。
- ・介護福祉士にノーリフトマイスター研修を実施し、ノーリフトを推進する職場のリーダーを養成した。
- ・マイスターによる指導により、職員の意識が機器を使用せずに早く済ませようという意識から機器を使用して安全に行おうという意識が変わった。
- ・ノーリフトに取り組んでいることを把握している求職者からの応募があった。

C社の場合 腰痛予防体操を導入

- ・業務の合間に取り入れることができる簡単なストレッチとして、「腰痛予防体操」を導入した。
- ・さまざまな場面・場所で実践できるように、ポスターを作成して院内のエレベーター前や出入口扉といった立ち止まるところに貼り、動画を流した。



※令和4年度厚生労働省委託事業腰痛を防ぐ職場の事例集より抜粋
詳しくは→



もっと詳しく!

「職場における腰痛予防対策指針」では、腰痛予防の取組みを紹介しています。

転倒・腰痛予防! 「いきいき健康体操」



腰痛予防指針

検索

保健衛生業 腰痛予防

検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

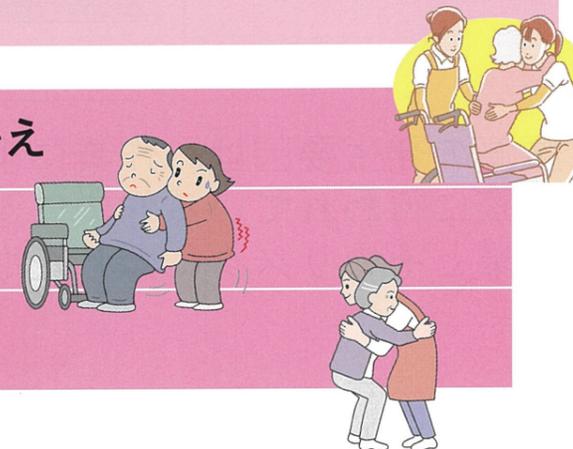
腰痛予防していますか?

こんな作業していませんか?

前屈や中腰姿勢の抱きかかえ

体格の大きな方の移乗

床からの持ち上げ



腰痛の発生要因には、

動作要因

環境要因

個人的要因

心理・社会的要因

等様々なものがあります。

動作要因、環境要因は

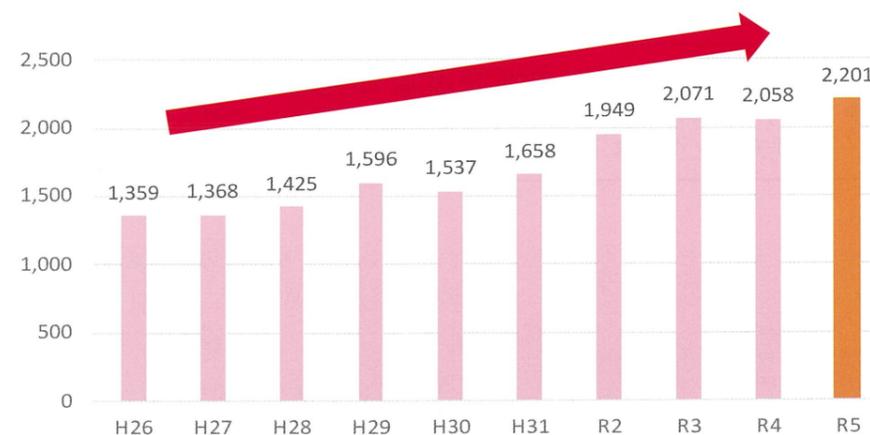
作業管理、作業環境管理で防ぐことができます。

腰痛災害は職場復帰までに長い時間がかかるため、労働者の協力のもと、事業者が主体的に日頃の予防対策を実施しましょう。

職場における腰痛災害発生状況

保健衛生業における業務上の腰痛災害発生件数 (休業4日以上)

腰痛災害発生件数 (平成26年～令和5年)



腰痛を防ぐためには



腰痛の発生要因は、作業によって多種多様であり、実際に行われている作業に潜むリスクを洗い出し、作業とそのリスクに即した取り組みを行う必要がある。



リスクアセスメント（※）や労働安全衛生マネジメントシステムの導入が有効

※リスクアセスメントとは、職場にある様々な危険の芽（リスク）を洗い出し、それにより起こる労働災害リスクの大きさ（重大さ+可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法である。

リスクアセスメントを導入するためには

STEP 1	腰痛の発生に関与する要因の洗い出し 抱上げ作業はありますか？ 不自然、不安定な姿勢での作業はありますか？ 腰痛を感じながら仕事をしていますか？
STEP 2	リスクの評価（見積り） 「高い」「中程度」「低い」で見積もる 同一姿勢が10分以上続く作業がある → 「高い」 同一姿勢が数分程度続く作業がある → 「中程度」 同一姿勢が続くような作業はほとんどない → 「低い」
STEP 3	リスクの回避・低減措置の検討及び実施 ・同一姿勢が連続しないよう、できるだけ他の作業と組み合わせる ・小休止・休憩をとる
STEP 4	優先度に対応したリスク低減措置の実施 STEP 2のリスクの「高い」作業を中心に「STEP 3」で検討した回避・低減策を実施 次ページのチェックリストも活用してください

〈チェックリスト記入例〉

STEP2 介助作業	具体的な作業内容	STEP3 リスクの見守り				
		作業姿勢	重量負荷	頻度/ 作業時間	作業環境	リスク
□ 着衣時の 移乗作業	ベッド⇔車椅子	a.不良	a. 大	a.頻繁	a.問題あり	高
	ベッド⇔ポータブルトイレ	b.やや不良	b. 中	b.時々	b.やや問題	中
	車椅子⇔便座 車椅子⇔椅子	c.良	c. 小	c.ほぼなし	c.問題なし	小
	などの移乗介助					

腰痛リスクの回避・低減対策（チェックリスト）

評価したリスクの大きさや緊急性を考慮し、リスクの回避・低減の優先度を判断して、腰痛の発生要因に的確に対処するための次のような対策を検討・実施する。

<作業管理>

- 対象者の日常生活動作能力を把握し、介助への協力を得る
対象者が看護・介護者の手や手すりをつかむ、身体を近づけてくれるなど、可能な範囲で協力してくれることにより、看護・介護者の負担は軽減される。
- 福祉用具（機器・道具）を積極的に利用すること
スライディングシート、スライディングボード、リフト、スタンディングマシーン等を対象者の状態に合わせて活用する。
- 作業姿勢・動作の見直し
 - 抱上げ
原則として、人力による人の抱上げは行わず、介助が必要な場合にはリフトやスライディングボードなどを使用し、対象者に適した方法で移乗・移動介助を行う。
 - 不自然な姿勢
不自然な姿勢による腰への負担を回避・改善するため、改善方法をとる。
- 作業の実施体制
看護・介護者の数は適正に配置し、負担の大きい業務が特定の看護・介護者に集中しないよう配慮する。
- 作業標準の策定
作業負担が小さく効率良く作業するための作業手順等をまとめた作業標準を作成する。
- 休憩、作業の組合せ
適宜、休憩時間を設け、その時間にはストレッチや安楽な姿勢が取れるようにする。
また、作業時間中にも、小休止・休憩が取れるようにする。

<作業環境管理>

- 寒さや看護・介護者の体が濡れた場合の冷え等が腰痛の発生リスクを高めるため、作業に適した温湿度に調節する。また、作業場所等の形状が明瞭にわかるように、適切な照度を保つ。
- 通路及び各部屋には車いすやストレッチャー等の移動の障害となるような段差等を設けない。
また、それらの移動を妨げないように、機器や設備の配置を考える。
- 部屋や通路は、介助動作に支障がないように十分な広さを確保する。また、介助に必要な福祉用具は、出し入れしやすく使用しやすい場所に収納する。
- 疲労からの回復を図れるよう、快適な休憩室や仮眠室を設ける。
- 対象者の家庭が職場となる訪問看護・介護では、腰痛予防の対応策への理解を得られるよう、事業者が家族等に説明する。

<健康管理と労働衛生教育>

- 健康診断
 - 看護・介護者全員に対し、配置時及び定期的（6か月以内に1回）に腰痛の健康診断を行う。
 - 医師の意見を聴き、作業者の腰痛の状況・程度に応じて、作業体制・方法の改善、作業時間の短縮などを検討する。特に長時間労働や夜勤に従事し、腰部に著しく負担を感じている者には、勤務形態の見直しなど就労上の措置を検討する。
- 腰痛予防体操
筋疲労回復、柔軟性向上を目的として、ストレッチを中心とした腰痛予防体操を行う。
- 腰痛予防のための教育・訓練
看護・介護者に対して、腰痛の発生要因と回避・低減措置（腰部への負担の少ない看護・介護技術、福祉用具の使用方法等）について定期的に教育・訓練を行う。
- 協体制
腰痛を有する看護・介護者及び腰痛による休業から職場復帰する者に対して、組織的に支援する。

- ① 事業場のトップが、腰痛予防対策に取組む方針を表明し、衛生管理者、安全衛生推進者を中心に対策実施組織を確立しましょう。
- ② 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう
※指針に「介護・看護作業等におけるアクション・チェックリスト（例）」がありますので、活用してください。
- ③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取組みましょう。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

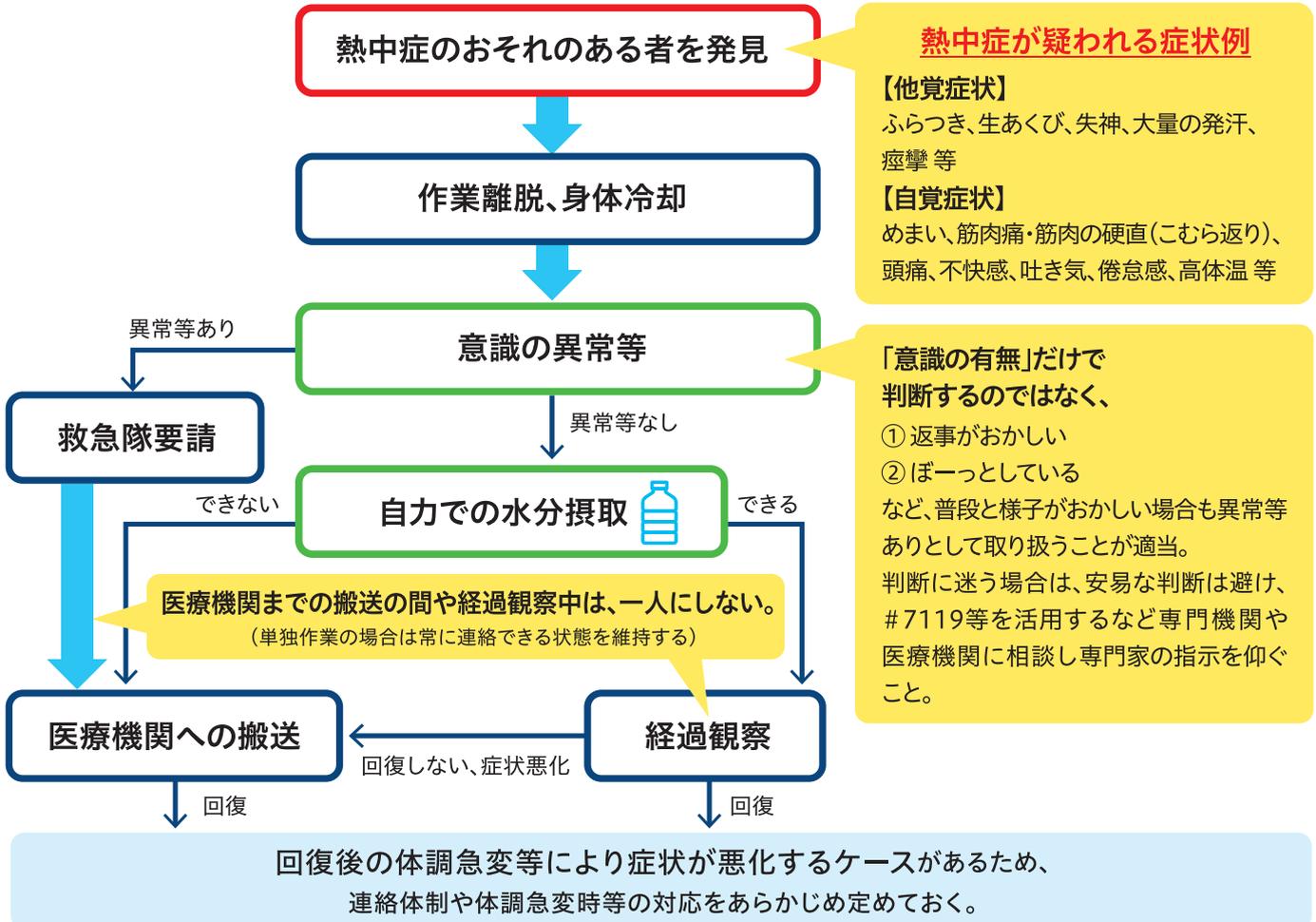
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

